**高度化事業用**

**（様式第１）[組合等→都道府県等→中小機構]**

　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号（機構記入欄）

　　　年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部　部長　　あて

**中小企業アドバイザー（高度化事業支援）派遣申込書**

　高度化事業の円滑な推進を図るため、中小企業アドバイザー（高度化事業支援）の派遣方をお願いします。なお、告知事項（別紙参照）について同意することを申し添えます。（本申請後、支援要請内容などに大きな変更があった場合は中小機構（03-5470-1533）までご連絡ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 役職・代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| T　E　L |  | F　A　X |  |
| （本件に関する担当者名） |  |
| 所在地 |  |
| T　E　L |  | F　A　X |  |
| メールアドレス |  ＠ |
| 最寄駅 | 　　　　　　　　　　線　　　　　　　　　　　　　　　　駅 |
| （派遣場所）※上記と異なる場合に記載してください。 | （会場名）（住　所）（ＴＥＬ）（最寄駅） |

（１）アドバイスを受けたい事項に☑チェックをつけてください。

　　※高度化事業を一度ご利用の方で再度、高度化事業の活用を検討され、その計画についてアドバイスを希望される方は３．に☑チェックをつけて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| [ ] **１．初期アドバイス** | [ ] **4．運営アドバイス** |
| [ ] **２．計画アドバイス（実施予定時期： 　　年　　月頃）** | [ ] **イ．組合等の運営体制について**[ ] **ロ．共同事業の進め方について**[ ] **ハ．個別企業・店舗の事業内容について**[ ] **ニ．その他、運営段階でのアドバイス** |
| [ ] **３．リニューアル計画（実施予定時期：　　年　　月頃）** |

（２）派遣の希望日時及び場所

|  |  |
| --- | --- |
| 希望日時 | 年　　　月　　　日（　　）　(　　　 :　　　～　　　:　　　　)　　年　　　月　　　日（　　）　(　　　 :　　　～　　　:　　　　)　　 |

　　**※アドバイザーは支援テーマなどに応じて派遣するため、ご希望に沿えない場合があります。**

（３）支援要請内容と支援要請内容に関する貴組合（社）の取り組みと実施上の問題点

申込みごとに必ず記入してください。派遣が今年度２回目以降の場合は、進捗状況がわかるように記載して下さい。

企業・店舗支援の場合は、個別の企業・店舗ごとに記載してください。

（支援要請内容）

|  |
| --- |
| ① |
| ② |
| ③ |
| ④ |

（支援要請内容に関する貴組合（社）の取り組みと実施上の問題点）

|  |
| --- |
| ①の支援要請内容について取り組みと実施上の問題点 |
| ②の支援要請内容について取り組みと実施上の問題点 |
| ③の支援要請内容について取り組みと実施上の問題点 |
| ④の支援要請内容について取り組みと実施上の問題点 |

※(1)のアドバイスを受けたい事項が、「個別企業・店舗の事業内容について」の場合は、企業・店舗ごとに記載してください。

※初回の派遣にあたっての事前送付資料

　初回申込時に次の資料を中小機構宛に送付してください。（原則として派遣実施日の15日前）

➣（組合支援の場合）組合総会資料３期分/組合税務申告書類一式３期分

➣（企業・店舗支援の場合）対象先の税務申告書類一式３期分

※昨年度、派遣実施により事前提出資料を提出の場合、直近1期分のみ送付してください。

※今年度2回目の派遣までに、様式第１-別紙２を送付して下さい。

（４）過去に中小企業アドバイザー（高度化事業支援）による助言等を受けた場合は、その時期と内容（事項）

|  |
| --- |
|  |

（５）経由機関記入欄

|  |
| --- |
| ※上記の申込みについて、経由機関は確認致しました。 |
| 経由機関・部署名 |  | 同行の有無 | 同行あり　　・　同行なし |
| 事前送付資料 | [ ] 組合から提出 [ ] 県から提出[ ] 提出済み | 送迎の有無 | ＜同行の場合ＡＤの送迎＞[ ] あり（送迎場所　　　 　）[ ] なし |
| 取扱者名 |  | T　E　L |  |

経由機関は原則都道府県です。運営アドバイスは中小企業支援機関を通じての申込も可能ですが、その場合は都道府県等の承認を得た上で申請してください。

**（様式第１－別紙）**

|  |
| --- |
| **告　知　事　項**１．中小企業アドバイザー（高度化事業支援）のアドバイスに関して、貴組合等に損害が生じた場合、中小機構はその責を一切負わないものとする。２．中小企業アドバイザー（高度化事業支援）のアドバイスに関して、故意又は重大な過失があると認められている場合を除いて、中小企業アドバイザー（高度化事業支援）はその責を一切負わないものとする。　　また、業況変化等の諸事情により、都道府県等が実施する診断・助言において、中小企業アドバイザー（高度化事業支援）のアドバイス内容と相反する指摘がなされてもやむを得ないものとする。３．中小企業アドバイザー（高度化事業支援）によるアドバイスの期間が天災その他やむを得ない事情により延期又は短縮された場合には、中小企業アドバイザー（高度化事業支援）によるアドバイスはその期間をもって終了したものとする。　　なお、費用の清算は中小機構の定める方法により行うものとする。４．中小企業アドバイザー（高度化事業支援）に対する費用の負担については、中小機構の定める方法により行うものとする。 |

**個人・企業情報の取扱い**

個人情報保護法に定義する個人情報に該当する情報は、当機構で実施する事業で利用します。

したがって、当該個人情報の第三者（業務委託先を除きます）への提供及び開示はいたしません。ただし、お客様の同意がある場合、又は法令等に基づき、要請された場合には当該個人情報を提供できるものとします。

また、企業情報、及びアドバイスにより知りえた機密事項についても同様に取り扱うものとします。